

平成 16 年 12 月 7 日

中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会

「施策総合企画小委員会」委員長 森 昭夫 様

温暖化対策税制についての意見

神奈川県税制企画担当部長

平 松 博

第 16 回施策総合企画小委員会に提出された資料 3「温暖化対策税制に関する考え方及び留意点（素案）」について、意見を申し上げます。

- 温暖化対策税制は、二酸化炭素の吸収源である森林の保全・再生に積極的に取り組んでいる地方自治体にとっては、財源面で非常に期待されている税制です。しかし、森林荒廃への対応は地域によって異なっているため、これまでのような国の補助事業では、効率的で効果的な対策が講じられるかどうか疑問であり、地方温暖化対策税（仮称）など、地方の自主財源として措置して取り組む必要があります。
- また、温暖化対策税制を「土地税制」等、包括的な税制としてとらえ、個別税目の創設はもとより、既存のエネルギー税制の目的・用途を変更又は拡大し、地球温暖化対策税制として据え直すことも検討すべきではないかと思えます。
- 温暖化対策税制の 3 つの効果は並列的なものではなく、その仕組みや税収規模によって効果が異なりますので、「税を含む各種の施策の長所を活かして（1P）」だけの記述だけではなく、「どの効果を優先させるかによって仕組みも異なってくる。」という視点も必要ではないでしょうか。
- 課税物件の中には、上流課税と下流課税の両者に位置づけられるものがありますが、地方自治体の財源である軽油に、原因者負担である温暖化対策税と、道路整備の応益負担である軽油引取税の 2 税目を課すことは、納税者に混乱が生じるのではないかと思います。